

# 令和3年度第2回廃校施設の利活用に係る地域との 意見交換会次第

日 時 令和3年11月17日（水）  
19時～  
会 場 志染町公民館 大会議室

- 1 開会
- 2 説明事項  
地域案に係る要望に対しての市の回答
- 3 意見交換
- 4 次回の開催について

---

## <配付資料>

- ・ 廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会 参加者名簿
- ・ 資料1 地域からの提案内容（案）
- ・ 資料2 旧志染中学校の利活用（地域案）に係る要望に対する市の回答
- ・ 資料3 旧志染中学校の維持管理費用
- ・ 資料4 廃校利活用に活用できる可能性がある補助金等一覧

## 地域からの提案内容（案）

### 1 地域で地域づくりの拠点として利活用するもの

- ・ 納涼大会・町民バレーボール大会の開催会場
- ・ 直売所
- ・ 手作り工房
- ・ カフェレストラン
- ・ 消防器具庫
- ・ 志染と志染中歴史展
- ・ 外国人活用・育成事業
- ・ グラウンド貸出業務
- ・ 貸館業務
- ・ スポーツジム
- ・ 災害関連施設
- ・ 持続可能な社会への貢献施設
- ・ 観光施設
- ・ 子ども関連施設
- ・ 展示施設
- ・ 農業振興施設
- ・ スポーツ、ゴルフ施設
- ・ 宿泊施設

### 2 公民館移転と高齢者大学移転、一部地域づくりの拠点として利活用

### 3 志染保育所の移転と地域づくりの拠点として利活用

## 旧志染中学校の利活用（地域案）に係る要望に対する市の回答

### 1 詳細な維持費のデータの提示

#### 市の回答

資料 3 を参照してください。

### 2 利用可能な補助金や交付金の種類、適用条件と交付額の提示

#### 市の回答

資料 4 を参照してください。

### 3 地域づくりの拠点として立ち上げた組織に参加している民間企業を市の有償貸与の対象から外すこと

#### 市の回答

地域案の中での民間企業の役割が不明なため、明確なお答えは現時点ではできませんが、民間事業者が自主的な営利事業を実施する場合は原則、有償貸与となります。

### 4 水道・電気料金の 10 年間の減免措置

#### 市の回答

整備方針において、自主的な運営を促すためにも、原則、市は運営費用及び維持管理、修繕費等を負担しないとしており、水道・電気料金を減免することはできません。

### 5 その他

#### 市の回答

地域からの提案の中で市の公共施設（志染町公民館、高齢者大学、志染保育所など）を旧志染中学校へ移転させる提案がありますが、廃校施設を市の公共施設として整備する予定はありません。

## 旧志染中学校経費算出

## 施設維持費

※ ①ほとんど使用のない場合の、想定維持費として算出

## 【毎月支払い】

項 目	金額(一ヵ月あたり)	備 考
電気	25,434	
水道【校舎・体育館】	5,874	開栓中(φ30下水あり) 基本水量使用時 @11,748×1/2
水道【プール】	0	閉止中(φ40下水なし) 基本料金6,754円 休止期間は、基本料金は発生しない。
ガス【プロパン】	0	必要なければ不要 参考:16,500円/月
電話	0	閉校時に回線廃止。
機械警備(セコム)	0	必要なければ不要 参考:14,000円/月
AED	0	閉校時に撤去
電気設備保守点検(高)	0	低圧に切替えれば不要
計	31,308	

## 【年1回支払い】

消防設備保守点検	75,000	※点検回数は年2回、75,000円/年
受水槽・高架水槽清掃	65,000	※点検年1回、75,000円/年
簡易専用水道検査	15,000	※点検年1回、15,000円/年
草刈り(施設周辺も含む)	0	※草刈範囲図参照
計	155,000	

## 【3年1回支払い】

特定建築	400,000	※建築基準法第12条第1項 義務要件:3階以上又は延床面積2,000㎡以上
------	---------	--

※算出根拠

上下水道料金

項 目	数量	単価	計	備考
上水道基本料金φ30(16㎡含む)	1	8,680	8,680	16㎡まで基本料金内
下水道基本料金(16㎡含まない)	1	1,200	1,200	1㎡から料金発生
下水従量使用料(16㎡に設定)	16	50	800	
消費税			1,068	
合計			11,748	

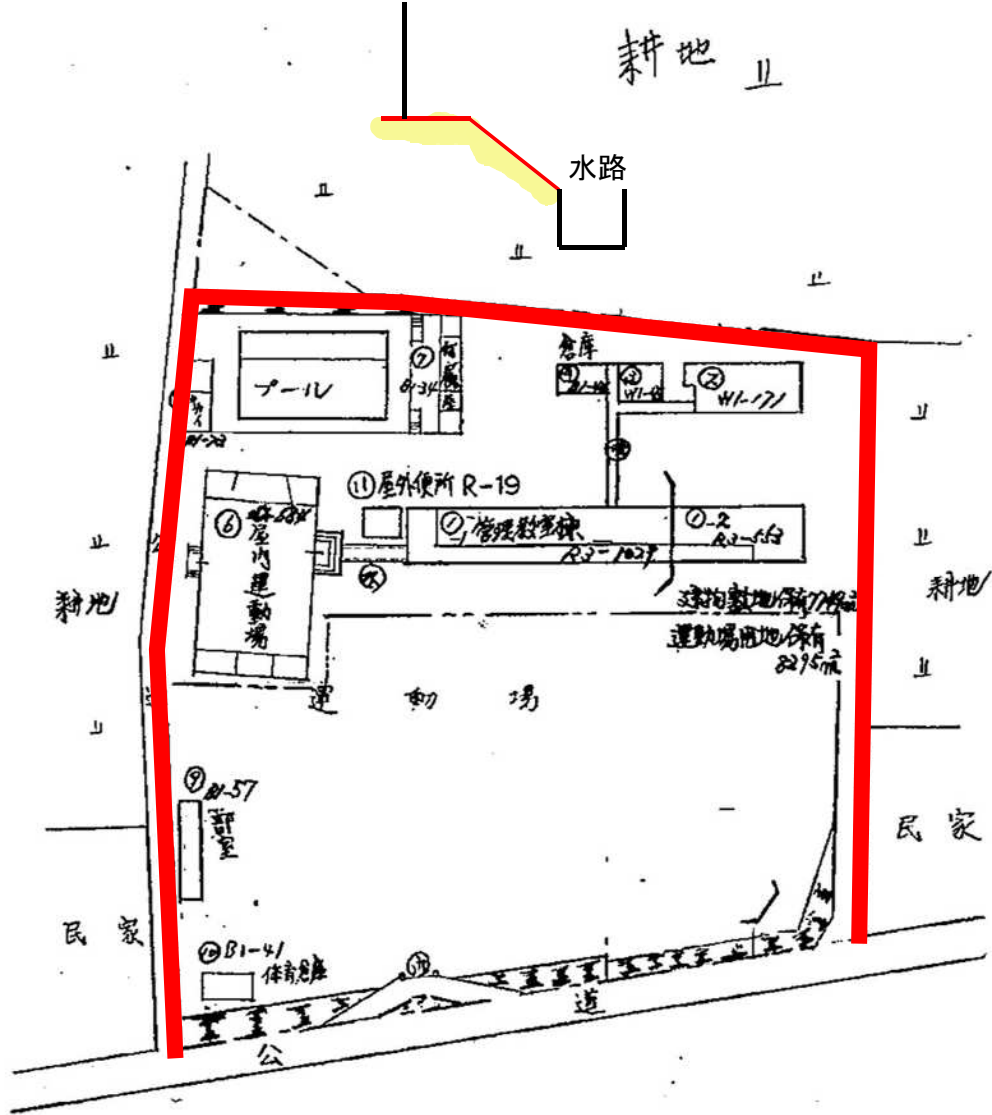
低圧電気料金

項 目	数量	単位	単価	計	備考
31従量電灯A	50	kwh		3,031	※別紙計算書のとおり
51低圧電力	50	kwh		22,403	
合計				25,434	

※設備の待機電力等詳細不明のため仮に50kwhと設定

旧志染中学校経費算出資料  
(草刈範囲)

※外側は水路下まで刈る (年2回)  
学校フェンス



## 【市】廃校施設の利活用に活用できる可能性がある補助金等

所管	補助金名	対象	補助内容	備考
市民協働課	地域まちづくり交付金	各地区市民協議会	地域課題解決のために必要な事業費のうち、交通費、印刷費、消耗品費、通信費、報償費、使用料、賃借料、備品購入費等を補助 交付対象経費の3分の2を交付	地区割と人口割による上限額があり。 令和3年度上限63万円。
農業振興課	地産地消推進事業補助金	生産者団体	地産地消を推進するため必要な建物、機械、施設等の整備に係る経費の一部を補助【補助金額：事業費の1/3 予算の範囲内】	直売所、手作り工房
農業振興課	地産地消推進事業補助金 (ハウス施設整備補助金)	直売所運営団体	直売所の出荷充実のためのハウス施設の整備に係る経費の一部を補助【補助金額：事業費の20% 予算の範囲内】	直売所
各課	市民活動に係る支援事業一覧		別紙参照	

【県】廃校施設の利活用に活用できる可能性がある補助金等

所管	補助金名	対象	補助内容	備考
兵庫県企画県民部地域創生局	地域再生アドバイザー派遣事業	①小規模集落で組織する住民団体 ②小規模集落を含む小学校区を基本とする住民団体	アドバイザーの派遣	派遣費用は県が負担
	「がんばる地域」交流・自立応援事業 地域活動支援（ソフト）	①小規模集落で組織する住民団体 ②小規模集落を含む小学校区を基本とする住民団体	地域が地域資源を活かし自主的に企画する取組 対象期間：2年間 補助率：単独集落（上限500千円/年）、複数集落（上限1,000千円/年）	
	「がんばる地域」交流・自立応援事業 遊休施設整備支援（ソフト）	①小規模集落で組織する住民団体 ②小規模集落を含む小学校区を基本とする住民団体	地域の拠点となる遊休施設の活用に係る計画の策定に要する経費（アドバイザー経費、先進地視察費、先行ソフト事業費等） 対象期間：1年間 定額（上限1,000千円/年）	
	「がんばる地域」交流・自立応援事業 遊休施設整備支援（ハード）	①小規模集落で組織する住民団体 ②小規模集落を含む小学校区を基本とする住民団体	遊休施設活用計画に基づき、遊休施設をレストラン、直売所、田舎体験施設など稼ぐしくみが構築できる施設の改修やソフト事業に要する経費 対象期間：1年間 補助率県1/2（上限10,000千円）、市1/4（義務随伴）	現時点では市の補助制度がないため補助要件を満たしていない。
	県版地域おこし協力隊			集落の実情に詳しい比較的身近な外部人材の採用及び外部人材による小規模集落を含めた地域における集落維持・活性化に関する活動

【国】廃校施設の利活用に活用できる可能性がある補助金等

所管	補助金名	対象	補助内容	備考
内閣府	地方創生推進交付金	市の地方創生計画・総合戦略に位置付けられた地域の活性化や課題解決に資する事業。 ソフト事業が中心だが、総事業費の1/2未満であればハード事業も対象となる。	補助率：1/2 対象期間：①先駆型5年以内、②横展開型3年以内 上限額（事業費ベース）：①先駆型4億円、②横展開型1.4億円	別途地域再生計画を策定する必要がある。 申請時期は事業前年度の1月上旬。 事業の適否について随時相談受付中。
	地方創生拠点整備交付金	市の地方創生計画・総合戦略に位置付けられた地域の活性化や課題解決に資する事業。 ハード事業が中心だが、事業効果を高めるソフト事業は併せて申請できる。	補助率：1/2 対象期間：原則3年以内（最長5年） 上限額（事業費ベース）：10億円	別途地域再生計画を策定する必要がある。 申請時期は事業前年度の1月上旬。 事業の適否について随時相談受付中。
	テレワーク交付金	地方自治体及び事業者	地方自治体⇒ サテライトオフィスの開設・整備（最大3/4補助、上限9000万円/施設、最大3施設） プロジェクト推進（最大3/4補助、上限1200万円/団体） 施設利用促進（最大3/4補助、上限1200万円/団体） 事業者⇒ サテライトオフィス利用区域への進出支援金（最大100万円/社）	
経済産業省	事業再構築補助金	事業者	事業拡大及び賃金引上げに対する補助（事業者の規模により補助額変動） ※コロナにより売上げが減少し、かつ事業再構築指針を策定していることが条件	
	地域未来投資促進税制	事業者	市が策定する基本計画に適合し、主務大臣が認めた場合、機械装置及び器具備品については、特別償却最大50%、税額最大5%の控除、建物、付属設備、構築物については、特別償却20%、税額2%が控除される（対象となる金額は、上限80億円）。	
農林水産省	農山漁村振興交付金 （農山漁村活性化整備対策）	地域協議会等	都市部との交流促進による地域の活性化（宿泊、交流）のために必要な事業（ハード整備）に対して支援を行う。【交付率1/2等 上限あり】	宿泊施設、農業交流施設



令和 3 年度  
市民活動に係る支援事業一覧

三木市

## 令和 3 年度 市民活動に係る支援事業一覧

三木市が実施する市民活動支援事業について紹介します。

詳しい事業内容等については、各問合せ先にご確認ください。

三木市役所 TEL 0794-82-2000（代）

事業名	市民活動支援事業
内 容	公益的な社会貢献に係る分野において今年度 12 回以上の自主的な活動をする団体の立上げに対して、支援金を交付します。
対象団体	次の①から③のいずれかに該当し、かつ④から⑥の全てに該当する団体 ①設立 2 年未満（4 月 1 日時点）で今まで支援金を受けていない ②特例※に該当する場合は設立 3 年未満（4 月 1 日時点）で今まで支援金を受けていない ③立上げ支援型支援金を 2 回まで受けたことがある ④5 名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 ⑤市内に住所があり、市内で活動をする ⑥支援金以外の収入がある など ※新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛により、令和 2 年度の活動ができず 1 回目の申請を逸した場合
対象経費	活動実施にかかる直接経費 例 印刷代、活動資材の購入費、郵便代、備品購入費など
助成額	対象経費の合計額（上限は、1 回目 10 万円、2 回目及び 3 回目 5 万円）
受付期間	5 月 6 日～6 月 30 日
申請書類設置場所	市役所 2 階市民協働課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所 2 階市民協働課に持参してください。 ※初めて申請する団体は、ご相談ください。
問合せ先	市民協働課 市民交流係

事業名	ふれあいサロン活動促進事業
内 容	高齢者、障がいのある方などが地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域住民が自主的に設置・運営するサロン活動に対して経費の一部を助成します。
対象団体	次の①から③の全てに該当する団体 ①5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 ②地域の集会所や公民館などで月1回以上、概ね2時間以上開設し、下記の対象利用者に向けた活動を実施 ③市から他の委託料及び補助金を受けていない など 〈対象利用者〉 ・市内在住で概ね65歳以上の方 ・障がいがあるまたはそれに準ずる方 ・児童やその保護者 など
対象経費	事業（活動）の実施に直接かかる経費 例 消耗品費、食材費、物品購入費 など
助成額	対象経費の合計額（上限は以下の算定による） 〈基礎補助額〉 48,000円 〈利用者数加算〉 10～20人未満 500円／月 20人以上 1,000円／月 〈開催回数加算〉 月3回以上 500円／月
受付期間	4月1日～6月30日
申請書類設置場所	市役所3階福祉課、吉川健康福祉センター、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所3階福祉課に持参してください。
問合せ先	福祉課

事業名	認知症カフェ運営補助金
内 容	認知症の人やその家族が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、住民が自主的に運営する認知症カフェに対して、経費の一部を助成します。
対象団体	次の①から⑤の全てに該当する団体 ①市を拠点として住民が自主的に運営する団体である ②団体を構成する構成員が5名以上でその半数以上が市内在住である ③構成員に認知症の方の介護経験がある人などが1名以上いること。 ④月1回以上、1時間以上活動している ⑤市から他の委託料及び補助金を受けていない など
対象経費	事業の実施に直接かかる経費 例 消耗品費、印刷代、物品購入費 など
助成額	対象経費の合計額（上限は以下の算定により 66,000 円） 〈基礎補助額〉 48,000 円 〈利用者数加算〉 10～20 人未満 500 円／月 20 人以上 1,000 円／月 〈開催回数加算〉 月 2 回以上 500 円／月
受付期間	6 月 1 日～6 月 30 日
申請書類設置場所	市役所 3 階介護保険課 地域包括支援センター、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所 3 階介護保険課 地域包括支援センターに持参してください。
問合せ先	介護保険課 地域包括支援センター

事業名	三木市子育て支援団体活動促進事業
内 容	子育てが楽しくなるまちづくりを推進するため、児童及びその保護者を対象とした事業に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成します。
対象団体	次の①から④の全てに該当する団体 ①市を拠点として活動し、継続した子育て支援活動を実施する ②2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 ③子育て支援に係る分野で、団体の会員以外の市民も含めた支援活動を行う ④政治的及び宗教的活動、営利活動を目的としない など
対象経費	事業（活動）の実施に直接かかる経費 例 講師料、チラシなどの印刷代、郵便代、活動資材の購入費、備品購入費 など
助成額	対象経費の合計額（上限 10 万円）
受付期間	5 月 6 日～
申請書類設置場所	教育センター2階子育て支援課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、教育センター2階子育て支援課へ申請書提出日を電話にて予約後、持参してください。
問合せ先	子育て支援課 子育て応援係

事業名	三木市自発的活動支援事業
内 容	障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族への支援を行う自発的な活動として行う団体に対して経費の一部を支援します。
対象団体	次の①から③の全てに該当する団体 ①5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 ②地域の集会所や公民館などで障がい者や障がい児に向けた活動を年間12回以上実施 ③市から他の委託料及び補助金を受けていない など
対象経費	事業（活動）の実施に直接かかる経費 例 講師への謝礼金、チラシなどの印刷費、案内の郵送費、ボランティア保険料 など
助成額	対象経費の合計額（上限5万円）
受付期間	5月6日～6月30日
申請書類設置場所	市役所3階障害福祉課、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所3階障害福祉課に持参してください。
問合せ先	障害福祉課

事業名	花のあるまちづくり活動促進事業
内 容	公園や緑地、道路など公共の場において、花植え、緑化活動を自主的に行う団体に対して補助金を交付します。
対象団体	次の①から④の全てに該当する団体 ①2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 ②市内で年間12回以上の活動を実施 ③年間を通して、花植え・緑化活動を実施する団体 ④市内に住所、事務所があり、市内で活動している団体
対象経費	活動の実施に直接かかる経費 例 消耗品費、燃料費、備品購入費 など
助成額	対象経費の合計額（上限5万円）
受付期間	5月6日～6月30日
申請書類設置場所	市役所2階都市政策課、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所2階都市政策課に持参してください。
問合せ先	都市政策課 公園緑地係

事業名	三木市自然環境保全活動事業補助金
内 容	自然環境保全のための自主的な事業を行う団体に経費の一部を助成します。
対象団体	次の①から⑤の全てに該当する団体 ①良好な自然環境の保全、創造のための活動を行う ②市内に事務を行う場所があり、市内で活動する ③規約などがある ④5名以上で構成された団体 ⑤政治活動、宗教活動、営利目的、暴力団、暴力団と密接な関係ではない
対象経費	活動の実施に直接かかる経費 例 消耗品費、燃料費、物品購入費 など
助成額	対象経費の合計額（上限5万円）
受付期間	7月1日～（予定）
申請書類設置場所	市役所2階生活環境課、市ホームページ
応募方法	申請用紙に必要事項を記入し、市役所2階生活環境課に持参してください。
問合せ先	生活環境課 環境政策・消費者行政係